



議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467(23)3000

内線 2446

FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ

鎌倉市議会

検索

メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

令和2年(2020年)10月臨時会(10月30日)

令和2年(2020年)11月臨時会(11月24日)

令和2年(2020年)12月定例会(12月2日～18日)

事務分掌条例及び職員の給与に関する条例の一部改正議案を可決

●定例会等の概要

・10月臨時会では、市長提出議案として、条例関係議案1件を可決しました。
・議員提出議案として、「鎌倉市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を可決しました。

・11月臨時会では、市長提出議案として、条例関係議案1件を可決しました。

・12月定例会では、17名の議員が一般質問を行いました。
・市長提出議案として、条例関係議案7件、補正予算議案4件、その他議案10件を可決、人権擁護委員の候補者の推薦について同意しました。
・議員提出議案として、「鎌倉市自転車の安全利用を促進する条例の一部を改正する条例の制定について」ほか3件を可決、「鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の制定について」を否決しました。

●定例会等の主な動き

10月臨時会/本会議(10/30) …… 議案上程、採決 (4面)

11月臨時会/本会議(11/24) …… 議案上程、採決 (4面)

12月定例会/本会議(12/2～4) …… 一般質問、議案上程、採決 (2・4面)

各常任委員会(12/8～11,17,18) …… 議案、陳情審査等 (3・4面)

本会議(12/18) …… 委員長報告、議案上程、採決 (3・4面)

鎌倉市議会基本条例の改正に向けて

議会基本条例とは？

平成27年(2015年)1月1日施行

議会および議員の活動の充実と活性化を図ることにより、情報公開と市民参画を基本とした公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的として、議員が政策形成能力を高め、市民に開かれた議会を目指して制定した条例です。
また、この条例を議会における最高規範と位置付けています。

評価・検証の経過

各派代表者会議では

議会基本条例第20条で、「議会は必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうか検証し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるもの」と規定していることから、協議した結果、任意の会議体として、**議会基本条例評価・検証協議会**を立ち上げ、検証を行うことになりました。

議会基本条例評価・検証協議会では

前文、第1章(条例の目的、位置付け)を除く、全ての条文について、条例を運用していく中での取り組みの達成度(評価)、条例改正の検討が必要かどうか(検証)という観点から協議を行いました。

議会基本条例評価・検証協議会から議長に検証結果の報告がされ、その結果を踏まえ、条例改正に向けた検討および新たに議会基本条例に規定する項目も加えた検討をすることを目的に、令和2年(2020年)6月に**特別委員会**を設置しました。

議会基本条例の改正に関する特別委員会では

特別委員会では、7回(令和2年(2020年)12月末時点)にわたって、主に右の項目について協議し、特別委員会において条例改正案を取りまとめたほか、条例の逐条解説の修正や、関連する要綱の制定および改正案について審査しました。

また、条例改正案については、広く市民の皆様の意見を反映させるべく、令和2年(2020年)12月1日から令和3年(2021年)1月4日までの間、意見公募(パブリックコメント)を行いました。その結果を踏まえた条例の改正案の主なポイントは次のとおりです。

原則公開とする会議	市民意見を政策提言につなげていく	議会事務局	議員研修会
自由討議	反問権	請願・陳情提出者の発言	議会BCP
政策法務研究会等	会議規則との関係	など	

改正案のポイント①

「原則公開とする会議」について、本会議、委員会のほか、「議会全員協議会」を追加します。(第6条第2項の改正)

改正案のポイント②

「請願または陳情の提出者が行う趣旨説明」について、本条例に規定し、現行の付託された委員会の休憩中ではなく、開催時間内に実施することとします。(第6条に第6項を追加)

改正案のポイント③

「議員研修会の開催」の規定について、市政や市民生活上の課題の共有が図られるよう、研修会を原則として公開する旨を明記します。(第13条第2項の改正)

改正案のポイント④

大規模災害や市民生活を脅かす緊急事態の発生時における、議会の災害対策および災害復旧活動に係る内容のほか、これらを実行するための「鎌倉市議会業務継続計画(議会BCP)」を規定します。(条文を追加)

令和3年(2021年)2月定例会において、条例改正案を提出する予定です。

議会報告会&意見聴取会 令和2年度の開催は中止します

市民の皆さまと議員がテーブルを囲んで行う議会報告会&意見聴取会は、例年5月(市議会議員選挙が行われる年は7月)に開催していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年(2020年)5月の開催は中止としました。6月以降、議会報告会&意見聴取会の開催に向けて協議・検討を行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染者数が大幅に増加している状況であるため、令和2年度の開催はやむなく中止とさせていただきます。令和3年度以降の議会報告会&意見聴取会の開催に向け、引き続き、協議・検討を行ってまいります。

ご理解をいただきますよう、お願いいたします。